

返還猶予または返還免除を受けることができる対象の施設等

保育士修学資金貸付の場合（保育等の業務）

保育士養成施設を卒業・保育士の登録後、以下のとおり定める施設や職種で保育士、保育教諭として業務に従事すること。

区域	法令・通知等	免除対象施設等	
全国ほか		国立児童自立支援施設等、国立高度専門医療研究センター又は独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であって児童福祉法第27条第2項の委託を受けた施設	
		肢体不自由児施設「整肢療護園」	
		重症心身障害児施設「むらさき愛育園」	
		東日本大震災における被災県（岩手県、宮城県、福島県及び熊本県）における保育所等	
神奈川県内	第6条の2第2項	児童発達支援センターその他の厚労省令で定める施設	
	第6条の第4項	児童発達支援センターその他の厚労省令で定める施設	
	第7条 (児童福祉施設)		助産施設
			乳児院
			母子生活支援施設
			保育所
			児童厚生施設
			児童養護施設
			障害児入所施設
			児童発達支援センター
			児童心理治療施設
			児童自立支援施設
			児童家庭支援センター
	第12条の4	児童相談所に設置される児童を一時保護する施設	
	第18条の6	指定保育士養成施設	
	第6条の3第9項から第12項までに規定する業務であつて、第34条の15第1項の事業及び同法同条第2項の認可をうけたもの		家庭的保育事業
		小規模保育事業	
		居宅訪問型保育事業	
		事業所内保育事業	
第6条の3第13項	病児保育事業		
第6条の3第2項	放課後児童健全育成事業		
第6条の3第7項	一時預かり事業		

区域	法令・通知等		免除対象施設等
神奈川県内	児童福祉法	第 6 条の 3 第 9 項から第 12 項までに規定する業務又は第 39 条第 1 項に規定する業務を目的とする施設であって法第 34 条の 15 第 2 項、第 35 条第 4 項の認可又は認定こども園法第 17 条第 1 項の認可を受けていないもの（認可外保育施設）のうち、次に掲げるもの	<ul style="list-style-type: none"> i) 法第 59 条の 2 の規定により届出をした施設 ii) i) に掲げるもののほか、都道府県等が事業の届出をするものと定めた施設であって、当該届出をした施設 iii) 雇用保険法施行規則第 116 条に定める事業所内保育施設設置・運営等支援助成金の助成を受けている施設 iv) 「看護職員確保対策事業等の実施について」に定める病院内保育所運営事業の助成を受けている施設 v) 国、都道府県又は市町村が設置する児童福祉法第 6 条の 3 第 9 項から第 12 項までに規定する業務又は法第 39 条第 1 項に規定する業務を目的とした施設
	学校教育法	第 1 条	<p>教育時間の終了後等に行う教育活動（預かり保育）を常時実施している幼稚園</p> <p>認定こども園への移行を予定している幼稚園</p>
	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	第 2 条第 6 項	認定こども園
	子ども・子育て支援法	第 30 条第 1 項第 4 号	離島その他の地域において特例保育を実施する施設
		第 59 条の 2 第 1 項に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち、「平成 28 年度企業主導型保育事業等の実施について」の別紙「平成 28 年度企業主導型保育事業費補助金実施要綱」の第 2 の 1 に規定	企業主導型保育事業